

学校不適應加配非常勤講師実施要綱

山梨県教育委員会

(目的)

第1条 小学校において、いじめ、暴力行為、不登校をはじめとする学校不適應児童への対応として、非常勤職員を配置し、学校不適應などの児童への学習支援とその学級担任等への支援を行うことを目的とする。

(選考及び任用)

第2条 学校不適應加配非常勤講師として選考する者について、教員免許取得者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、第8条にある職務内容を適切に遂行できる者とする。

2 山梨県教育委員会教育長（以下、「県教育長」という。）は、前項の規定に基づき、任用を願う者に対し、履歴書の提出を求める。

(身分)

第3条 学校不適應加配非常勤講師は、地方公務員法（平成29年法律第29号）第22条第1項第1号に規定する会計年度任用職員（パートタイム）とする。

(任用期間)

第4条 学校不適應加配非常勤講師の任用期間は1年以内とし、年度をまたがる任用はできないものとする。ただし、再任することができる。

(配置について)

第5条 学校不適應加配非常勤講師は、該当する小学校に配置する。

(条件付採用期間)

第6条 学校不適應加配非常勤講師を採用した場合、その採用は当該職員の任期を限度に、その日数が15日に達するまでの間、その職務を良好な成績で遂行したときは、その採用は正式なものとする。その際、勤務成績を第五号様式により適切に記録するものとする。

(公務災害補償)

第7条 学校不適應加配非常勤講師の公務上又は通勤による災害に対する補償は、山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(職務)

第8条 学校不適應加配非常勤講師は、市町村教育委員会の指揮監督の下に、概ね次の職務を行う。

- (1) いじめ、暴力行為、不登校をはじめとする学校不適應児童への生徒指導
- (2) 学校不適應などの児童への学習支援及びその学級担任等への支援
- (3) その他、児童生徒への支援のうち、学校長が必要と認めるもの

(発令)

第9条 県教育長は、配置が決定した学校不適應加配非常勤講師には、別に定める雇用の手続きにより発令通知書を交付するものとする。

採用又は任期の更新においては、別記発令形式により人事異動通知書を交付することとする。

(服務)

第10条 会計年度任用職員（パートタイム）には、一部を除き、常勤職員と同様、地方公務員法第30条から第38条までの規定が適用され、違反した場合には懲戒処分等の対象となる。

服務の根本基準（地公法第30条）

服務の宣誓（地公法第31条）

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

秘密を守る義務（地公法第34条）

職務に専念する義務（地公法第35条）

政治的行為の制限（地公法第36条）

争議行為等の禁止（地公法第37条）

営利企業への従事等の制限（地公法第38条）

2 服務の宣誓

会計年度任用職員の服務の宣誓については、別に定める場合を除き、常勤職員と同様、第九号様式により服務の宣誓を行う。

3 営利企業への従事等の制限

パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外であるが、職務専念義務（地公法第35条）の観点から、会計年度任用職員としての勤務時間と兼職先企業等での勤務時間の合計時間は、1日当たりでは7時間45分を超えない範囲内とし、1週間当たりでは38時間45分を超えない範囲内とする。会計年度任用職員が山梨県庁以外の企業等で勤務しようとするときは、第十号様式に必要な書類を添えて所属長に報告するものとする。

(勤務形態及び勤務時間等)

第11条 学校不適応加配非常勤講師の勤務は、指定された年間の勤務時間（800時間）の範囲内で行う。勤務形態は、原則として次のとおりとする。なお、任用期間は以下を基本とする。

短時間勤務 週19時間35分勤務（1日3時間55分×週5日）

任用期間 4月1日～7月22日 8月23日～3月31日

ただし、学校の状況等に応じて、週当たりの勤務時間の上限を19時間35分とする中で、1日当たりの勤務時間及び週当たりの勤務日数を学校長との相談のもと決定する。勤務の都合により、週当たりの勤務時間が19時間35分を超える場合は時間外勤務とし、月毎の勤務実績（別紙様式2）の備考欄に時間外時間数を記載すること。

(勤務日等の割振り)

第12条 学校不適応加配非常勤講師の配置された市町村立小中学校長は、年度当初に1年間の勤務日等の割振りを行い、別紙様式1による勤務計画書を作成し、当該市町村教育委員会及び教育事務所を経由して県教育委員会義務教育課に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は必要と認める場合は、割り振られた勤務日等を他の日に変更することができる。

(服務監督)

第13条 市町村立の小学校に配置された学校不適応加配非常勤講師の服務監督は、配置校の校長及び派遣を受けた市町村教育委員会が行う。

(人事評価)

第14条 人事評価の実施については、評価期間を3月以上とし、評価シートについては様式12（非常勤講師）を用いる。

2 会計年度任用職員については、1会計年度ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用することから、再度の任用を行う場合の客観的な能力実証に当たっては、前の任期における人事評価結果等を活用する。

(報酬等)

第15条 学校不適合加配非常勤講師には時間当たり1,010円を支給する。

- 2 交通費は通勤手当の積算による。
- 3 期末手当を支給する。
- 4 旅費は、県の規定に準ずる。

(勤務実績等について)

第16条 学校不適合加配非常勤講師は勤務した際に、「会計年度職員勤務簿」を月毎に作成し、当該学校長に提出する。学校長は、学校不適合加配非常勤講師から提出された会計年度職員勤務簿により、別紙様式2による「学校不適合加配非常勤講師勤務実績」を月毎に作成し、翌月3日までに市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、各学校から提出された別紙様式2をコピーし、取りまとめ、保管するとともに、5日までに原本を当該教育事務所に提出する。教育事務所は、各校から提出された別紙様式2を基に支払いを行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるものの他、学校不適合加配非常勤講師の取扱いに関して必要な事項は、県教育長が別に定める。

- 2 学校不適合加配非常勤講師に関する事務手続きは、県教育委員会義務教育課で取扱うものとする。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から適用する